

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄幸会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員等とは、所定週平均2日以上業務にあたる者をいう。常勤の役員等以外の役員等を非常勤の役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。ただし、理事会・評議員会等会議に出席する場合の交通費は、報酬に含むものとする。
- (3) 会議等で、テレビ・電話及びWeb会議での参加や決議の省略をした場合で同意書・確認書の返送したことで出席したものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員等に対しては、職務執行の対価として、役員報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

3 当法人の役員等に対する報酬等の支給額は、各年度における報酬等の上限額は次のとおりとする。

全理事	7,000,000円	全監事	300,000円
全評議員	600,000円	全評議員選任・解任委員	100,000円

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表2に定めるものとする。尚、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に係る交通費は報酬に内在するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給の時期は、毎月28日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日）支給する。

2 非常勤の役員等については、年度末に一括して支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名

義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤の役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表2の通り費用を弁償する。ただし、常勤の役員等及び施設の職員が役員の場合は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年3月27日より施行する。

別表 1

(常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円
理事	月額 150,000円

別表 2

(非常勤の役員等の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための出勤	11,137円

(2) 監事

	日額
会計監査業務	22,274円
事業監査業務	16,705円
理事会等会議への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための出勤	11,137円

(3) 評議員

	日額
評議員会への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための出勤	11,137円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための出勤	11,137円

(費用)

会議に出席する場合の交通費は、報酬額に含むものとする。

職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）は、出張旅費規定に準ずる。手数料等の経費は、実費を支給する。